

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第 卷七十第

行發日一月八年二十正大

論叢

武士成立の經濟的要素 文學博士 三浦 周行
 綜合奢侈稅の批評 法學博士 神戶 正雄
 獨立海運業者の排他的手段 法學士 小島昌太郎
 文化的認識と歷史的認識 法學士 恒藤 恭

時論

地租委讓と收入の缺陷 法學博士 小川 郷太郎
 農村問題と其對策 法學博士 河田 嗣郎

說苑

壹岐國に於ける地割制度 農學士 奧 田 彥
 歷史派經濟學發達の徑路 法學士 山口 正太郎

雜錄

氏族制度雜考 法學士 本庄榮治郎
 報酬遞減法則の適用範圍 法學士 山口 正太郎
 照應計算の一方法 經濟學士 蛭川 虎三

報酬遞減法則の適用範圍

山口正太郎

報酬遞減法則の適用範圍の問題は、クラーク一派の所謂亞米利加學派によつて提唱せられたものであるが、近頃、我國に於ては高田博士の¹⁾詳細なる論議あり、獨逸に於ては昨年ハンス・ナイサー氏の『土地報酬遞減の法則と經濟的發展』²⁾の論文出で、更に本年に入つてはカール・デイル教授の『經濟生活の全範圍に普遍的報酬遞減の法則存するや』³⁾の論説があつて該問題は再び盛んに論議さるゝに至つた、以下デイル教授の論文の概要を紹介しようと思ふ。

二

從來の學說では農業に對しては報酬遞減の法則行はるゝも工業では之と反對に報酬遞増の法則行はるゝと述べられてあつた、然るに亞米利

- 1) 高田保馬博士、報酬遞減の法則に就て、商學研究第二卷第三號
- 2) Hans Neisser, Das Gesetz vom abnehmenden Bodenertrag und die wirtschaftliche Entwicklung, Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik, Mai. 1922.
- 3) Karl Dichl, Gibt es ein allgemeines Ertragsgesetz für alle Gebiete des Wirtschaftslebens? Jahrbür Nationalökonomie und Statistik. Januar. 1923.

加學派の人々は原始産業でも工業でも等しく報酬遞減の法則が妥當し、否生産のみならず消費の方面にも、從てあらゆる經濟生活にも妥當するもので、彼の效用遞減の法則と此報酬遞減の法則とは同一法則の二表現に過ぎないと主張するに至つた。

抑も報酬遞減の法則なるものは其原始的の形態は「一定の技術狀態の下に於ては、與えられたる面積の上に、勞働及び資本を投下する事、一定點以上に及べば、それより生ずる收穫は次第に減少する」と云ふにあつた、此際の收穫とは總收穫の意味であつて、生産費との比較より生ずる純收穫の義ではない、純收穫は總收穫が減少しても價格の騰貴によつて増加する場合がある、收穫或は報酬遞減の法則は總收穫或は總報酬に關するものであつて、斯くてこそ初めて生産上の問題たり得るので、純收穫、純報酬に關するものは収益上の問題である、學者の中、往々此點を混同するものがあるが誤である。

報酬遞減の法則は斯くの如く生産上の法則で

あり嚴密なる自然法則である、然るに工業上行はると稱せられる報酬遞増の法則なるものは實は自然法則ではなく、單に經驗的な事實に他ならぬ、此法則の妥當せない工業も少くない、前者は普遍的であるが後者は斯くの如き傾向ありと云ふに過ぎない。

三

報酬遞減の法則が農業以外の範圍にも用ひらるべしとする論者に三種ある。

(一)工業は原料を要する、而して原料は報酬遞減法則の支配下にあるを以て工業も亦、該法則に支配せらるゝとするもの。

(二)工業に於て生産増加の際、生産費も亦増加すべきを以て該法則は適用せらるゝとするもの。

(三)報酬遞減法則は經濟の全般を支配する普遍法則の一部現象に過ぎずとするもの。

第一、成る程、紡績業は棉花を要する、棉花は土地報酬遞減の法則に支配せられる、從て紡績業も此法則に支配せられると云ひ得るが如くであるが此議論は間接である、當面の問題は

定の原料が與えられて、その後、その工業に如何なる法則が妥當するやにある、議論の前半部を切り離して後半部のみが問題なのである。

第二、工業に於ても一定點以上に於ては報酬遞減法則が作用すること農業と同じだと云ふ論者の例としてマーシャルを擧げる、氏は三個の機械があつて之を或程度以上に廻轉すると、報酬は漸次に減少するから、古いものを、より多く廻轉するより新しい第四個目のものを買入れる方が利益であること、宛かも土地を深く耕すより新土地を購入するの勝れるのと等しいと云ふ。

乍然、工業と農業との等一性を述べるならば工業で三個の機械を六個に増加したから收穫が二倍になつた如く農業に於ても三本の鋤を六本に増したから收穫は二倍になつたと云ふことをも實證せねばならぬ、工業に於ては生産要素の倍加は收穫の倍加を來すことは實證に困難ではない然し農業に於ては生産要素として特殊性をもつた土地と云ふものに束縛される、其結果と

して、生産技術上全く他の産業と異つた現象を生ずる、工業に於ては報酬遞増の傾向(法則にあらす)あるも農業に於ては絶對に遞減の法則が作用する。

第三、報酬遞減法則は經濟生活全般を支配する法則の一表現に過ぎないと云ふ代表的學者はクラークである、クラークは、あらゆる産業に於て其生産要素たる労働者の數を一定點以上に増加する時は其増加分の齎す利益は生産費(此場合は勞賃)を償ふて餘りあるものではない、従て雇主は此部分の労働者は之を雇ふも雇はざるも其利益に何等關係する處はない、他の生産要素たる資本に於ても亦然り、一定點以上に資本を行使するも利子以上の餘剰を生ぜないと云ふ。そして此議論は總ての産業に就て行はれ、效用遞減法則と其論理的構造を一にしてゐると云ふ、此クラークの議論を吟味すると其中心點が何處にあるか々明瞭になる、それはクラークは常に生産の問題として見ずに收益問題 *Reinta bilitätsfrage* として觀察してゐると云ふことで

ある、一定點以上の増加労働者が生産たる勞賃以上に何物をも賣さないこと云ふのは雇主にまつての Rentabilität の問題である、生産要素の最後の増加分はその前のものより less fruitful であること云ふのは生産費との比較による純收益を生ずること少きを意味してゐる。クラークの説は全く收益問題であるから技術的生產問題たる土地收穫遞減法則とは何の關係もないので、此法則が擴張せられて、他の範圍にも適用せられること云ふこともならないし、又此法則が一般經濟生活を支配する大法則の一表現に過ぎないこともクラークの議論からは推論することが出來ないのである、クラークが第一に主觀的價値の法則たる限界效用説を客觀的な生産問題に當て嵌めようとした處に無理があり、更に其議論の主要點を Rentabilitätsfrage に置いて、純技術的自自然法則たる土地收穫遞減法則をも其の中に包括しようとした處に第二の誤謬が存在する、要するに土地收穫遞減法則は原始産業固有の技術的自自然法則である處に其特徴があるので、之を押

し擴めて他の産業に及ぼすことは經濟學理の進歩に毫も利益なく却て議論の混雜を招くの惡結果に陥るものである。